

第9号議案 信用事業規程の一部変更について

信用事業規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、信用事業規程変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その変更を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

信用事業規程の変更は以下のとおりとする。

(1) 「iDeCo（個人型確定拠出年金）」の取扱開始にかかる変更

令和6年10月にiDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱開始を予定しており、信用事業規程において、信用事業の附帯事業として「農業法人等の事務受託」業務の実施が認められている必要があるため、条項を追加する。

(2) 「両替」の事業としての追加にかかる変更

今般、邦貨間の両替が拡大したことに伴い、事業として「両替」を追加する。

2. 新旧対照表

新	旧
<p>第1 事業の種類</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>13 両替</u></p> <p><u>14 上記1～13の事業に附帯する次の事業その他の事業</u></p> <p><u>農業法人等の事務受託業務</u></p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>14 両替</u></p> <p><u>依頼者から所定の手数料を徴することができる。</u></p> <p><u>15 その他の附帯事業</u></p> <p><u>農業法人等の事務受託業務</u></p> <p><u>契約に定めるところにより依頼者又は提携先等から所定の手数料を徴することができる。</u></p>	<p>第2 事業の実施方法</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p>	<p>第3 この規程に定めるもののほか、信用事業の実施について必要な事項は、理事会において別に定める信用事業方法書の定めるところによる。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則〔令和6年6月27日総代会変更〕</u></p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。〔令和6年○月○日承認〕</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>